

令和3年実施 町政懇談会の記録(松前校区)

(朱書きは、後日回答するとしたもの、補足で回答したものです。)

地区名	開催日	大項目	小項目	質問・意見の要旨	回答等の要旨 (※印は、令和4年2月1日現在の対応状況です。)	担当課等
宗意原	12月4日	02 道路・交通・建物	道路の隅切り	私の家の前の道路は、不動産屋が無償で町に寄付をしていて、道路の隅切りは所有者の好意で整備してもらおうようになっている。交通量が多いが、隅切りが規格外になっているため、付近の線路側から侵入した場合は鋭角になっていて通行しにくい。 利用者が多い町道については、通行しやすいよう改良してほしい。	現在、開発等で新たに道路を設ける場合は、幅員や隅切りの基準を明確にしておき、基準に基づき実施されています。既存道路については、幅員を広げることが効果的な場所については所有者と協議し、拡幅や隅切りを進めていきたいと考えています。	まちづくり課
宗意原	12月4日	02 道路・交通・建物	道路の停止線	松前総合福祉センターから松前公園体育館の横を通る三叉路は、左折すると役場、右折するとエミフルへ向かう道路があるが、この三叉路では、エミフル方面に右折する道路が優先で、役場からエミフル方面に直進する道路が、一時停止することになっている。カーブがある道路側を一時停止させる方がいいのではないかと。	御指摘の道路については、松前公園テニスコートから松前公園体育館南側の三叉路を左折し、県道八倉松前線へ向かう町道です。松前公園体育館南側の道路の三叉路から西側の松前公園体育館駐車場に抜ける道路は、駐車場用地です。 当該三叉路は、町道が優先道路になりますので、御理解ください。 主道路となっているため、公安委員会が公園駐車場に抜ける道路に一時停止の規制を行っているものと考えております。	まちづくり課
宗意原	12月4日	02 道路・交通・建物	エミフル内の開発道路	役場前の道路のエミフルへの出入口について、入口は左折専用で、出口は右折専用になっている。この道路は、公安委員会が指定した道路ではなくエミフル規格の道路で、常習的に違反して利用する人が多い。エミフルへスムーズに出入りするために決めているルールなので、利用者がルールを守る体制にするべきだ。公安委員会に指定してもらい、取り締まりをしてもらうなど対策してほしい。	御指摘の県道八倉松前線からエミフルへ接続する道路については、町においても違反して通行する車両を確認しています。 松前町とエミフルは、2ヶ月に1回、連絡協議会を開催しており、先般開催された協議会において、本件についてお伝えしたところです。 エミフルにおいても、同様の問合せが寄せられていることから、対策を検討している旨の回答がありました。	まちづくり課
宗意原	12月4日	04 環境	恋泉畑	古泉駅前の花畑について、コスモスが咲く前に付近を通ったら、雑草が生い茂っていた。適切に管理してほしい。 また、コスモス、ひまわりの刈る時期が早すぎる。他の地域では、花が咲きそろっている時期に刈ってしまっているの、年間の栽培スケジュールの都合もあるのだろうが、考慮してほしい。	恋泉畑は、年間を通じて、ひまわり、コスモス、菜の花を植えています。刈り取りや耕起の時期等は、播種等栽培管理のスケジュールの都合もありますので御理解ください。 周辺の雑草については、天候等の影響により、播種と除草作業スケジュールの都合から、除草が不十分な時期もありましたが、適切な管理に努めています。今後も畑の状況を把握し、適切に管理します。	産業課

令和3年実施 町政懇談会の記録(松前校区)

(朱書きは、後日回答するとしたもの、補足で回答したものです。)

地区名	開催日	大項目	小項目	質問・意見の要旨	回答等の要旨 (※印は、令和4年2月1日現在の対応状況です。)	担当課等
宗意原	12月4日	12 健康	新型コロナワクチン接種	<p>新型コロナウイルスワクチン接種の予約について、5月6日の予約受付開始時にパソコンで予約したが、2回目の接種の予定が表示されなかった。早く2回目の予約を取りたかったので電話で問い合わせたところ、電話も全くつながらなかった。電話でしか予約ができない人は大変だったと思うし、パソコンで1回目の予約をするときに、2回目の予約日時を表示させるべきだと思う。</p>	<p>新型コロナウイルスワクチン接種の予約については、1回目のネット予約の際に2回目の予約の配慮が足りなかったという点について、非常に申し訳なく思っています。予約受付開始当初は、2回目の予約を自分で取ってもらうようにしていましたが、6月上旬から1回目の予約を受け付けたときに自動的に2回目の予約が受付できるように改善しました。</p> <p>また、電話予約については、なかなかつながらないという声をたくさんいただきました。接種券を対象者に一斉発送したため、電話予約が集中し、電話回線がバンク状態になりました。一般の方の予約時期になるとネット予約が多くなり、電話の混雑も解消されましたが、高齢者の方々には御迷惑をお掛けしました。</p>	子育て・健康課
宗意原	12月4日	12 健康	新型コロナワクチン接種	<p>3回目のワクチン接種について、2回目の接種から8ヶ月後を目途に受けるように報道されているが、今流行中のオミクロン株対策として、専門家からは6ヶ月以内にできるだけ早く受けた方がいいという意見が出ている。8ヶ月後に限定せずに県の方とも相談して、もっと早く対応できるような体制にしたい。</p>	<p>3回目のワクチン接種については、8ヶ月後を目途に考えています。年明けから毎日、2回目の接種から8ヶ月経過した方を対象に接種券を発送します。</p> <p>また、1回目の接種予約では、予約専用の電話回線を3回線（6月から5回線に増設）で対応し、土日の予約受付を行いませんでしたが、3回目の接種予約では、電話回線を5回線で対応するとともに、土日の予約受付を行うこととしています。</p> <p>3回目の接種については、8ヶ月より前倒して行う議論が報道等で見られますが、11月17日に厚生労働省から示されたスケジュールでは、原則8ヶ月後になっています。また、松前町でクラスターが発生するなど特別な事情がある場合等に限り、事前に厚生労働省と相談の上、接種時期を早めることになっています。</p> <p>なお、コロナウイルスに関しては、日々さまざまな情報が出るので、その都度新しい情報を捉えて、適切に対応したいと考えます。</p> <p>1月13日に厚生労働省から8ヶ月以上の経過を待たずに追加接種（3回目）を実施する場合の考え方が示されたことを受け、昨年7月末までに2回目の接種が完了した65歳以上の高齢者に接種券を送付し、本年2月末までの接種完了に向け接種を進めているところです。</p> <p>また、1月31日に、厚生労働省から医療従事者等及び高齢者施設等の入所者等並びに一般高齢者への追加接種について、一定の完了が見込まれた段階で、2回目接種の完了から7か月以上経過している一般対象者に対して追加接種を実施するよう示され、さらに、ワクチンの量や接種体制等に余力がある場合、ワクチンの有効活用の観点から2回目の接種から7ヶ月以上が経過した者に次いで、2回目の接種から6ヶ月以上経過した者にできるだけ早く接種を進めるよう示されました。</p> <p>このため、ワクチンの量や予約枠の空き状況等を踏まえ、可能な限り追加接種の前倒しを実施することとしています。</p>	子育て・健康課

令和3年実施 町政懇談会の記録(松前校区)

(朱書きは、後日回答するとしたもの、補足で回答したものです。)

地区名	開催日	大項目	小項目	質問・意見の要旨	回答等の要旨 (※印は、令和4年2月1日現在の対応状況です。)	担当課等
宗意原	12月4日	12 健康	新型コロナウイルス感染症対策	<p>新型コロナウイルス感染症の第4波が今年の春に愛媛県を襲い、各市町もその対応に追われた。その中で、町の対応は大きかったと思う。図書館など町民が利用する施設は全て閉館していたが、愛媛県立図書館は、感染防止対策を講じて開館していた。町も、感染防止対策を講じた上で、施設を開館するべきだったと思う。</p>	<p>新型コロナウイルスの感染症対策に伴い、図書館などの町民利用施設を閉館したことについては、利用者の皆様に御迷惑をお掛けしました。</p> <p>新型コロナウイルス感染症への対応については、庁内に設置するコロナ対策本部会議で決定しています。感染拡大により近隣自治体の図書館が閉館することとなりましたので、近隣自治体からの町図書館利用が増えることを懸念し、閉館することとしました。</p> <p>利用者の安全を第一に考えた結果でありますので、県及び他市町と異なる対応になったことについて、御理解ください。</p> <p>愛媛県の指示などを参考に、町の対策を進めてまいりたいと思います。</p>	社会教育課
宗意原	12月4日	13 その他	町政運営の基本姿勢	<p>町政へ要望を提案する制度としてフレッシュBOXが設置されている。数々の要望を提案し、対応いただいた。</p> <p>しかし、対応いただいた要望の多くは、提案を受けなくても町が気付き、対応すべき内容である。町は、町を良くしようという気持ちを持って行政を運営してほしい。</p>	<p>御意見として承り、今後の町政の参考とさせていただきます。</p> <p>フレッシュBOXを通じ、町政に対する多くの御意見をお寄せいただきありがとうございます。</p> <p>町政運営を進めるに当たり、職員には、常に町民目線で考えることを指導しています。また、「町民が何を求めているのか的確に捉えること」「タイミングを逃さないこと」「丁寧な対応を心掛けること」に重点を置いて仕事をしよう、年度初めの式や職員研修などの機会を捉えて、繰り返し周知徹底しています。</p> <p>引き続き、町民目線の行政サービスが提供できるよう取り組んでまいります。</p>	総務課
本村	12月4日	06 学校	個別最適化学習	<p>学校教育に関することだが、児童生徒に、1人1台タブレット端末が配布されたことは、素晴らしいことだと思った。しかし、今の使い方を見ると、皆が同じ問題をパソコンでやっているだけに見えるので、もう少し踏み込んで、パソコンやタブレット教育の在り方を考えてほしい。ユーチューブでも教育チャンネルが充実しているし、有料の教育コンテンツをダウンロードできる仕組みもある。これらを学校と提携すれば、伸びる子は伸ばせて、勉強が苦手な子はゆっくり勉強ができると思う。先生の負担も減るので、先生が足りていない支援学級にリソースを割けるようになるのではないか。また、学習がスムーズにいくようになると、算数や国語ではない、地域に出て行って感性を育てるような教育に割ける時間も増えると思うので、是非検討していただきたい。</p>	<p>御意見の教育方法は、現在、国において審議されている「令和の日本型学校教育」において、最も指摘されている個別最適化の学習です。御指摘のとおり、個別最適化の学習を進めるための大きな手段がタブレット教育です。習熟度に応じて問題を解くことができるシステムが構築されていますので、児童生徒に応じた学習に適応できます。学校現場においては、児童・生徒に応じてどのようにタブレットを利用していくか模索中ではありますが、今後進めていくことと思っています。</p> <p>また、タブレット教育では、例えば、視覚に障がいのある児童・生徒に対しては、音声によるデジタル教科書の提供も可能になりますので、障がいのある児童・生徒の学習への適応も進んでいくことと思います。</p> <p>御指摘いただいた意見を参考に、学校現場と連携して進めていきたいと考えています。</p>	学校教育課

令和3年実施 町政懇談会の記録(松前校区)

(朱書きは、後日回答するとしたもの、補足で回答したものです。)

地区名	開催日	大項目	小項目	質問・意見の要旨	回答等の要旨 (※印は、令和4年2月1日現在の対応状況です。)	担当課等
筒井	12月4日	02道路・交通・建物	空家対策	平成27年頃に空家対策が問題になり、法律が整備された。各市町村や関係団体が対策事業を進めていると思うが、松前町を見ると改善されているとは思わない。具体的にどのように空家対策を進めているのか教えてほしい。	空家対策については対応が遅れています。放置した状態が長い間続き、衛生面や防災面で悪影響を与える可能性が高い空家のことを「特定空家」と呼びますが、それに対しては行政が勧告をしたり行政代執行を行うことができます。 町内には、特定空家になるおそれの高い物件が散見されており、特定空家の指定を進めなければなりません、コロナ禍で作業が遅れています。 撤去が必要と思われる空家に限らず、健全な空家についても、再利用などを検討するために所有者に接触し意向を確認しなければなりません、所有者に接触する機会の調整について、コロナ禍で遅れている実情があることを御理解ください。	まちづくり課
筒井	12月4日	13 その他	地域要望の在り方	町民が松前町に町政に関する要望をすると、「区長を通してください。」と言われることが多いと聞く。先日、地区の住民が、ごみ処理について役場に問合せたところ、「区長さんを通してください」と言われたと聞いた。 町民は区長が何でも権限を持っていると思っているので困るので、区長を通さなければならない要望とそうでない要望を町民に周知してほしい。	住民から「道路の舗装を直してほしい。」「草が生えているから除草してほしい。」など、地域の課題について松前町に要望があった場合は、「区長を通してください」と伝えています。 地域には、要望のあった箇所のほかにも対応が必要な箇所がありますので、その中から、町が対応する箇所を決定するには、地域で優先順位を決めていただくこととしています。まずは区長さんに要望をお伝えし、地域で優先順位を検討いただき、区長さんから役場に要望するというルールを決めています。	まちづくり課
筒井	12月4日	13 その他	地域要望の在り方		ごみ処理に関する問合せについて、可燃ごみの集積場の設置の相談については、地域において設置場所を選定していますので、区長を通じて要望いただくこととしていますが、その他のごみ処理に関する相談については、区長を通す必要はなく、住民から区長に寄せられた場合には、対応した職員の認識が誤っていますのでお詫びいたします。 ごみ集積所の設置、使用、管理以外のごみの出し方や分別の仕方の問合せについては、職員が説明を徹底するよう指導しました。(R3.12.5)なお、町内に引っ越しされた方から、「ごみの集積場所が分からない。」と問合せがあった場合であって、隣近所の方や組長に問い合わせることができないときには、区長に確認するよう案内することがあります。	町民課